

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年 8月12日
【会社名】	株式会社ランド
【英訳名】	LAND Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松谷 昌樹
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番5号
【電話番号】	045(345)7778
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長 佐瀬 雅昭
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番5号
【電話番号】	045(345)7778
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長 佐瀬 雅昭
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 499,999,500円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年8月10日付で関東財務局長に提出いたしました有価証券届出書の記載事項の一部に、訂正すべき事項があったため、これを訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

募集に関する特別記載事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

【募集に関する特別記載事項】

(訂正前)

別件新株予約権の概要

- (1) 発行期日：平成23年8月10日
- (2) 新株予約権の発行数：26個(新株予約権1個につき1,424,500株)
- (3) 発行価格：新株予約権1個当たり410,000円
- (4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：当社普通株式37,037,000株
- (5) 資金調達額：510,659,500円(手取り概算額 505,659,500円)
(新株予約権による発行調達額：10,660,000円)
(新株予約権の行使による調達額：499,999,500円)
- (6) 行使価額：1株当たり13円50銭
- (7) 割当予定先及び割当方法：第三者割当の方法によりジェイウイング・キャピタル株式会社に対し全新株予約権を第三者割当の方法により割り当てる。
- (8) 申込期間：平成23年8月26日
- (9) 払込期日：平成23年8月26日
- (10) 割当日：平成23年8月26日
- (11) 権利行使期間：平成23年8月26日から平成24年8月25日
- (12) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額：本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (13) 行使指示条項：当社は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額を超過した場合には、裁量により、新株予約権者に10日以内に行使すべき本新株予約権数を行使指示することができる。

(訂正後)

別件新株予約権の概要

- (1) 新株予約権の発行数：26個(新株予約権1個につき1,424,500株)
- (2) 発行価格：新株予約権1個当たり410,000円
- (3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：当社普通株式37,037,000株
- (4) 資金調達額：510,659,500円(手取り概算額 505,659,500円)
(新株予約権による発行調達額：10,660,000円)
(新株予約権の行使による調達額：499,999,500円)
- (5) 行使価額：1株当たり13円50銭
- (6) 割当予定先及び割当方法：第三者割当の方法によりジェイウイング・キャピタル株式会社に対し全新株予約権を第三者割当の方法により割り当てる。
- (7) 申込期間：平成23年8月26日
- (8) 払込期日：平成23年8月26日
- (9) 割当日：平成23年8月26日
- (10) 権利行使期間：平成23年8月26日から平成24年8月25日
- (11) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額：本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (12) 行使指示条項：当社は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額を超過した場合には、裁量により、新株予約権者に10日以内に行使すべき本新株予約権数を行使指示することができる。